

国民年金保険料の「後納制度」のご案内

○後納制度とは

時効で納めることができなかった国民年金保険料を、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

○後納制度のメリット

納め忘れの保険料を納めることで、将来受け取る年金が増額になったり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が、年金の受給資格を得られたりする可能性があります。

○後納制度を利用できる方

- ①20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある方
- ②60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入期間中に納め忘れの期間がある方
- ③65歳以上の方で、老齢基礎年金の受給資格がなく、任意加入中の方など

※60歳以上で老齢基礎年金を受給している方はお申込みできません。

○後納保険料の額

後納制度によって納めることができる保険料額は、納付しなければならなかった当時の保険料額に一定額が加算された額となります。

○後納できる保険料の順序

後納できる保険料には順序があり、過去5年前までの保険料のうち、最も古い分の保険料から納めることになります。

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570-011-050)または岐阜南年金事務所へお問い合わせください。

教育委員会だより

リーダー研修を通して成長する子どもたち

羽島郡二町教育委員会
☎245-1133

愛知県美浜少年自然の家において、羽島郡のスポーツ少年団が合同で、1泊2日の「羽島郡スポーツ少年団リーダー研修会」を行いました。この研修会の目的は、団の中心となるリーダーを育てることです。

1日目には、研修を始めるにあたり、目指すリーダーの姿について話し合いました。子どもたちからは、「呼びかけができる」「責任をもって行動できる」「仲間の気持ちを考えることができる」などの意見が出ました。次に、この話し合いを基に、リーダー研修を通してこんな自分になりたいという「リーダー研修の願い」を一人一人の子どもたちが決めました。そして、「係の仕事に責任をもって活動したい」「仲間の気持ちを考え、班をまとめていきたい」などの願いをもち、リーダー研修が始まりました。

砂の造形、ナイトハイク、シーカヤックなどの活動の中で、一人一人が自分の願いを言動で示しました。責任をもって進んで仕事をする、知恵を出し合って活動すること、仲間を思いやることなど、仲間と共に夢中になって活動することができ、願いをもって活動することの大切さを学びました。また、自然の家での生活では、食事の準備や片付け、部屋の整頓、掃除などの活動も、仲間と共に一人一人がやりきることができました。新しい仲間との人間関係を築き、それぞれの活動をやりきる姿からは、リーダーとして着実に成長していることが伝わってきました。

研修の振り返りでは、「最初は呼びかけの声小さかったけれど、2日目には大きな声で呼びかけができるようになりました。これからも責任をもってがんばりたいです。」というような内容が書かれており、研修を通して自身の成長を自覚するとともに、責任をもってやりきることへの喜びを感じとっています。今後は、リーダー研修での経験を生かし、団の中心となるリーダーとして、一人一人が各スポーツ少年団で活躍することを願っています。

このように有意義なリーダー研修を行えたのも、保護者の皆様のご理解と引率の方々のご協力があつたからこそです。今後も、未来を担う子どもたちの成長を願い、皆様と共に羽島郡スポーツ少年団リーダー研修会を行っていきます。